

沿道掘削について（参考）

■ 沿道掘削とは

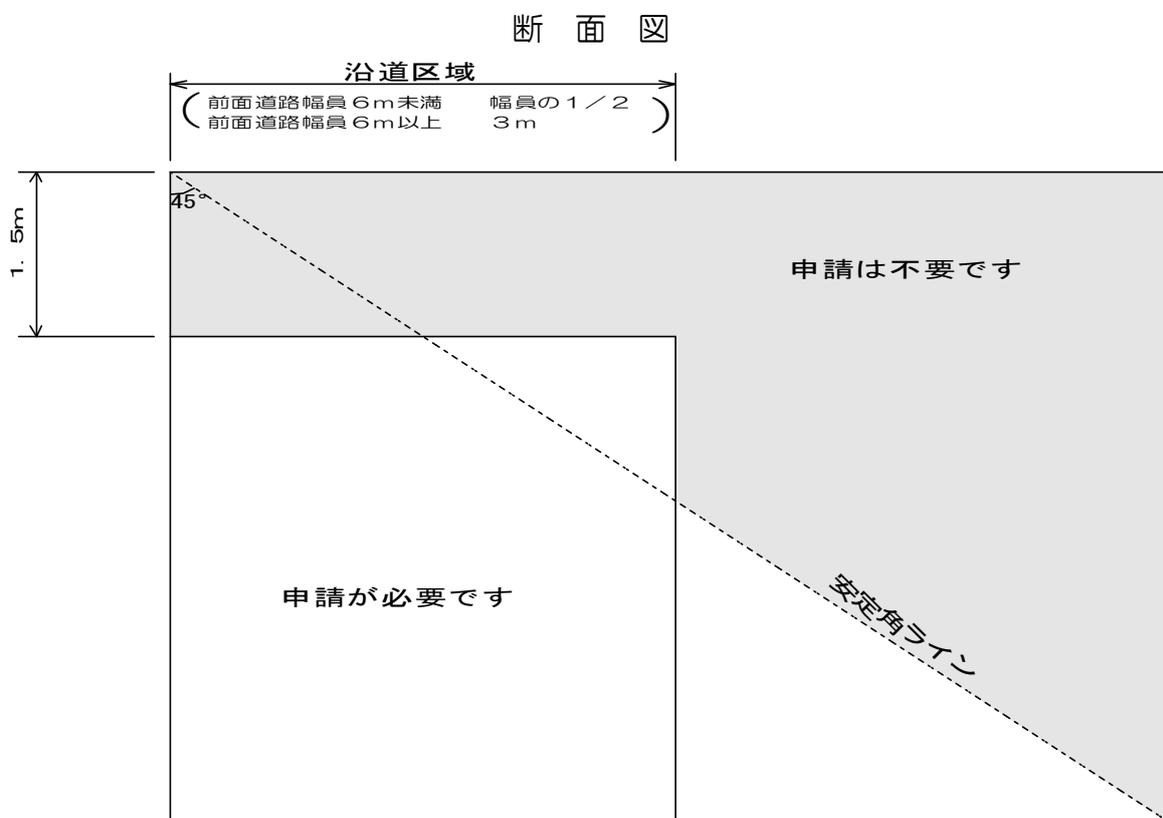
沿道掘削とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 44 条の規定に基づき、道路管理者が道路の構造や交通に損害を与える恐れがあると判断して指定した区域（沿道区域）を建築工事などにより掘削する場合をいいます。

この場合、道路に影響が出る可能性があることから、道路管理者と工事計画や安全対策に関して事前協議を行う必要があります。

■ 沿道指定区域

沿道指定区域は、道路形態により異なります。

- 東京都中央区沿道区域指定の基準に関する条例(昭和 35 年 10 月 10 日条例第 12 号第 2 条)
沿道区域指定の基準は、道路に接続する区域の各一側についてその道路面総幅員の 1/2 の範囲とする。
- 道路法に基づき中央区が管理する道路の沿道区域（昭和 35 年 10 月 10 日告示第 57 号）
道路の沿道区域は、（中略）幅員 6 メートル以上の道路については 3 メートル、6 メートル未満の道路については、その総幅員の 1/2 とする。



※沿道掘削の申請が不要の場合でも、万一道路に工事影響が出た場合の復旧費補償のため、「誓約書」と「工事着手完了届」を提出してください。